

(証券コード 8979)  
2023年1月11日

投資主各位

東京都中央区日本橋三丁目1番8号  
スターツプロシード投資法人  
執行役員 平 出 和 也

### 「第10回投資主総会招集ご通知」記載事項の一部訂正について

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、2022年12月26日付でご送付いたしました「第10回投資主総会招集ご通知」記載事項に一部誤りがございましたので、ここにお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正いたします。

敬 具

記

#### 【訂正箇所及び訂正内容】

第1号議案：規約一部変更の件

(訂正箇所は網掛けにて表示しています。)

##### 1. 変更の理由 (6ページ)

<訂正前>

###### (4) 第35条関係

本投資法人は、更なる投資主還元観点から、今後、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う（但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、本投資法人の保有資産の状況及び財務の状況等を勘案しこれを行わない場合もあります。）方針とするため、金銭の分配方針に必要な変更を行うものです。

<訂正後>

###### (4) 第35条関係

本投資法人は、更なる投資主還元観点から、今後、原則として毎期継続的に利益を超えた金銭の分配を行う（但し、経済環境、不動産市場及び賃貸市場等の動向、本投資法人の運用資産の状況及び財務の状況等を勘案しこれを行わない場合もあります。）方針とするため、金銭の分配方針に必要な変更を行うものです。

2. 変更の内容 (9ページ)

<訂正前>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条 (金銭の分配)            本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。            (1)～(3) (記載省略)            (4)利益を超えた金銭の分配            本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、第2号に定める分配金額に、法令等(投資信託協会の定める規則等を含む。)の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。</p> <p>(5) (記載省略)</p>	<p>第35条 (金銭の分配)            本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。            (1)～(3) (現行のとおり)            (4)利益を超えた金銭の分配            本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、第2号に定める分配金額に、法令等(投資信託協会の定める規則等を含む。)の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。なお、本投資法人は、<u>原則として毎期継続的に当該利益を超えた金銭の分配を行う方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、運用資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向、保有資産の状況及び財務の状況等を勘案し、本投資法人が不適切と判断した場合には、利益を超えた金銭の分配は行わない。</u></p> <p>(5) (現行のとおり)</p>

<訂正後>

現 行 規 約	変 更 案
<p>第35条（金銭の分配）            本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。            (1)～(3) （記載省略）            (4)利益を超えた金銭の分配            本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、第2号に定める分配金額に、法令等（投資信託協会の定める規則等を含む。）の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。</p> <p>(5) （記載省略）</p>	<p>第35条（金銭の分配）            本投資法人は、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。            (1)～(3) （現行のとおり）            (4)利益を超えた金銭の分配            本投資法人は、分配可能金額が配当可能利益の100分の90に相当する金額に満たない場合、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が最適と判断する場合、又は本投資法人における法人税等の課税負担を軽減することができる場合、第2号に定める分配金額に、法令等（投資信託協会の定める規則等を含む。）の定める金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した金額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。なお、本投資法人は、<u>原則として毎期継続的に当該利益を超えた金銭の分配を行う方針とする。また、その実施及び金額の決定にあたっては、運用資産の競争力の維持・向上に向けて必要となる資本的支出の金額及び本投資法人の財務状態に十分配慮する。但し、経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向、運用資産の状況及び財務の状況等を勘案し、本投資法人が不適切と判断した場合には、利益を超えた金銭の分配は行わない。</u></p> <p>(5) （現行のとおり）</p>

以 上